

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和元年 9 月 2 日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和元年 5 月 24 日（金）午後 4 時 18 分頃、周南市御弓丁公園前道路において、都市整備部公園花とみどり課嘱託職員が運転する公用車が、公園から道路に出てきた相手方幼児に接触した事故

(2) 損害賠償の相手方

市内在住の幼児及びその親権者

(3) 損害賠償の額

¥ 24, 475 -

2 専決処分の年月日

令和元年 8 月 15 日